

第十一期練馬区健康推進協議会（第1回）

第十一期練馬区健康推進協議会（第1回）会議録【要旨】

1 開催日時

平成30年11月19日（月）午後2時30分～4時

2 開催場所

練馬区役所 庁議室

3 出席者

会 長 高久史麿委員

副会長 古賀信憲委員

委員

太田邦夫委員、上月とし子委員、重山三香子委員、関洋一委員、服部美佐子委員、島田美喜委員、笠原こうぞう委員、柳沢よしみ委員、浅沼敏幸委員、山田かずよし委員、土屋としひろ委員、かとうぎ桜子委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、輿水淳委員、後藤正臣委員、名川一史委員、北川乃貴委員、

渡邊ミツ子委員、高村章子委員、川島藤行委員、秋本重義委員、山路健次委員
区理事者

健康部長、練馬区保健所長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、医療環境整備課長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

0名

6 配布資料

【資料1-1】 練馬区健康づくり総合計画について

【資料1-2】 練馬区健康づくり総合計画 平成27・28・29年度実施状況
参考資料 練馬区がん検診受診率等の推移

【資料1-3】 平成30年度健康づくり事業の主な取組について

【資料 2】 受動喫煙防止対策に係る法令

【資料3-1】 平成29年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

【資料3-2】 平成29年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果

○健康部長 皆様、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、練馬区健康部長の森田泰子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、今回、第11期の協議会委員に就任されます皆様には、机上に委嘱状を置かせていただきました。健康推進協議会第11期の委嘱期間は、平成30年8月2日から平成32年8月1日までとなっております。委嘱状の交付日は、本日の日付けではなく、委嘱期間の開始日でございます8月2日となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより練馬区健康推進協議会を開会させていただきます。本日は第11期の第1回目の会議でございますので、委員の皆様におかれましては初めての顔合わせとなります。お名前を名簿順にお呼びさせていただきますので、お1人ずつ簡単にご挨拶をお願いいたします。お手元の資料の中に健康推進協議会委員第11期の名簿があるかと存じますので、そちらの名簿順にお名前をお呼びいたします。その場でお立ちいただいて、簡単にご挨拶をお願いできればと思います。

(・健康推進協議会委員の自己紹介)

○健康部長 委員の皆様、ご挨拶、どうもありがとうございました。

第11期の練馬区健康推進協議会の発足に当たりましては、会長が不在でございます。協議会の招集は会長が行うことになっておりますが、今回につきましては私の名前で招集させていただきました。

資料として先ほどごらんいただきました委員名簿と、それから練馬区健康推進協議会設置要綱をご用意しております。ただいまの出席委員数は、要綱の第7条第1項に規定されております協議会の開催に必要な過半数に達しておりますので、本協議会は有効に成立をしておりますことをご報告させていただきます。

また、本協議会は要綱第2条に規定してありますとおり、保健衛生及び地域医療に関すること、保健、医療及び福祉との連携に関すること、保健所の運営に関することの3点について、委員の皆様にご審議をいただき、区長に対し意見具申をしていただくことが所掌事項となっております。第11期の協議会におきましては、区の保健衛生行政に関するさまざまな事案についてご審議いただき、ご提言を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1回目の会議でありますので、本協議会の会長及び副会長が不在となっております。要綱第5条では、委員の互選により選任することとなっております。会長・副会長のご推薦をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(伊藤委員から挙手あり)

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ここは学識経験者の方をお願いするのがよいと思います。ぜひ会長に高久先生、副会長に古賀先生、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○健康部長 ありがとうございます。ただいま、ご推薦を伊藤委員のほうからいただきました。先ほどのご覧いただきました名簿、学識経験者ということでお名前が載っ

ております高久史磨委員、同じく副会長には古賀信憲委員をというご推薦でございますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○健康部長 それでは、皆様の拍手をもってご承認をいただいたということでございます。第11期練馬区健康推進協議会会長には高久史磨委員、副会長には古賀信憲委員が選任されました。それでは、今後の進行を高久会長と古賀副会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○会長 それではご推薦いただきましたので、私、学識経験者という学識はあまりありませんけれども、年をとっておりますのでいろいろ経験はあると思っておりますので、何か皆さん方のお役に立てればと思っております。

特に高齢化時代を迎えまして、メタボリックシンドロームでありますとか認知症でありますとか、あるいはいかにして健康寿命を延ばすかということが大きな課題になっております。それから、東京オリンピックを控えまして、喫煙の問題ということはこの委員会でも皆さん方にいろいろご議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、古賀副会長からもご挨拶をよろしくお願いたします。

○副会長 副会長に選任された古賀でございます。前期に続いての大役、非常に緊張しておりますが、高久会長を補佐して、この健康推進会議を通しながら、非常に人口の多い練馬区ですけれども、区民一人一人の健康増進、健康の向上、こういったことに少しでも役立てればと思っております。

個人的な話ですが、私は32年間都立病院に勤めておりまして、その後も、今、若手医師の育成にかかわる仕事を中でしております。そういった医療関係の仕事上、いろいろな情報も入っております。少しでも練馬区のほうへ反映できればと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願したいと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。

次に区の理事者の方々のご紹介をよろしくお願いたします。どうぞ。

○健康部長 では、私から区の理事者の紹介をさせていただきます。お手元の資料の中に「練馬区健康推進協議会 区理事者名簿 平成30年10月1日現在」というものがございまして、こちらの名簿にしたがいまして紹介をさせていただきます。

(区理事者の紹介)

○健康部長 練馬区の理事者は以上となっております。どうぞよろしくお願いたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入る前に、会議の公開、記録についての説明をよろしくお願いたします。

○健康推進課長 それでは今後の会議の公開、記録について、ご説明いたします。机上に配付しております「練馬区の付属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」をごらんください。本指針によりまして、会議は原則として公開する扱いになっております。場内にも傍聴用の席を用意しておりますので、ご了解をお願いたします。なお、会議につきましては、今後、会議の記録、資料についての閲覧の機会を提供す

るという取り扱いになりますので、あわせてご承知おきください。

また、会議の内容を会議録の形にまとめて公開します関係から、会議の中身は録音しております。発言をなさる場合には、挙手の上、会長に発言の許可を求めてからマイクをご使用し、ご発言ください。会議録作成の際には、委員の皆様には発言内容の確認のご協力をお願いしております。公開する会議録では発言者の名前を特定せずに、会長とか副会長、委員のように表記いたしますので、ご承知おきください。

また、お手元にファイルを配付しております。本日の資料をつづってございますが、次回以降の資料も合わせてつづっていただき、協議会が開催される都度にご利用いただければと思います。

本協議会は年2回程度の会議の開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。ただいま、会議の公開、記録等について、ご説明がありました。

本協議会の所管事項はお手元の要綱の第2条に示されているとおりでして、本協議会は、従来、練馬区が取り組む保健衛生に関するさまざまな施策について区からテーマの提示を受け、重要な事項を理事者からご報告していただき、委員の皆様方のご意見をいただく形で、行ってきました。よろしく願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。事務局からよろしく申し上げます。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

1、次第。

2、名簿。練馬区健康推進協議会（第十一期）。

3、座席表。

4、資料1-1「練馬区健康づくり総合計画について」。

5、資料1-2「練馬区健康づくり総合計画 平成27・28・29年度実施状況」、参考資料として、「練馬区がん検診受診率等の推移」をつけさせていただいております。

6、資料1-3「平成30年度健康づくり事業の主な取組について」。また、「ねりまちてくてくサブリ『健康キャンペーン』のご案内」のチラシと、平成30年度練馬区食育推進講演会のチラシを挟ませていただいております。

7、資料2「受動喫煙防止対策に係る法令」。

8、資料3-1「平成29年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について」。

9、資料3-2「平成29年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果」。

このほかに、「練馬区健康推進協議会設置要綱」、「練馬区の付属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」。また、机上に冊子を2部お配りしています。練馬区健康づくり総合計画 平成27年度～31年度」と、「事業概要 ねりまの保健衛生平成30年度版」でございます。

本日の資料は以上となります。資料の不足等、ございませんでしょうか。

○会長 皆様方のお手元に資料がそろっていると思います。

それでは議題に入りたいと思います。議題の1は、「練馬区健康づくり総合計画に

ついて」。資料1-1と1-2と1-3でありますけれども、よろしくご説明お願いします。

○健康推進課長 ここからは、着座して説明させていただきます。

「資料1-1」「資料1-2」「資料1-3」の説明

○会長 どうもありがとうございました。

どなたか、ご質問、ご意見、おありでしょうか。どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございます。私、産業保健の業務をやっておりまして、こちらから非常に地域の保健事業に興味があるのですけれども、幾つかご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

既に、子育ての妊娠時の面接数とか、目標が達しているものについては、まだ残りの計画期間はありますけれども、質的な担保と言いますか、数値が目標に達したから終わりということになるのかどうかということ、それから、私自身は実は精神保健福祉士でして、「ストレスチェック表」という表記に少し過敏になっているのですが、今、産業の分野で、職業性ストレス簡易調査票に基づくストレスチェックをやっていて、それは面接指導までつなげるというのが制度になっているかと思うのですが、働く人や、高齢者に、「ストレスチェック表」ということで頒布されているというか、ホームページなどで使って活用してくださいということなのですかけれども、その評価フィードバックとか、安衛法との区別とか、特に高齢者のところは、高齢者の鬱について、パンフレットのほうには「高齢期うつ病の早期発見」というような記述が見えたのですけれども、ストレスチェックの場合、どちらかというところと一次予防になるので、ここで「高齢期うつ病の早期発見のためのストレスチェック表」ということであると、安衛法の意味とは違う調査票を使っていらっしゃるのか。全部を見てストレスチェック表というふうになっていたのか、そこも教えていただければなと思います。以上です。

○会長 どなたか、どうぞ。

○健康推進課長 1点目について、まずご説明いたします。子育ての面接数なのですかけれども、こちらにつきましては、現在、目標数を超えて出ているものでございます。これにつきましては、実は平成27年度の途中から、妊婦に対して保健師が全員面接をするような方向づけが厚生労働省、東京都のほうからありまして、それも含めまして、今、練馬区6保健相談所と本庁である健康推進課のほうで、妊娠届を出しに来た方を全員保健師が面接をしています。その中でさまざまな様子を伺いながら、私どものほうで、妊娠期支援が必要な方、そういった方々をある程度スクリーニングしながら、産後の鬱とか、また出産後のお子さんの育て方についても、指導・助言といたしますか、継続してかかわれるように、そういった取り組みをしているところでございます。

そういった意味では、逆に全員を面接することによって、量だけではなく、質もかなり私どものほうで上げられるようになってきているのかなと。今まで、どちらかというところと出産後に保健相談所のほうから「こんにちは赤ちゃん事業」ということで、各ご家庭に訪問することからスタートしていたのですけれども、そのはるか前の妊娠届を出す段階から、1軒1軒そのご家庭の状況についてきちんと把握した上で、そういった

本人が求めている部分と、またさらに必要な部分の支援が行えている状況かなというふうに思っているところでございます。そういった意味では、今後もこれは継続して続けていく予定でございます。

なお、おおむね6,000件から7,000件ぐらいが、1年間に練馬区内で乳幼児の生まれる件数ということで、ほぼクリア、全件面接できているのかなというところでございます。

○会長 ストレスチェックについて、どなたかどうぞ。

○石神井保健相談所長 ストレスチェック表についてですが、働く世代、働き盛りの世代について、鬱傾向になりやすいということで、その健康状態を知るためにストレスチェック表というものをつくっておきまして、ホームページのほうに公表しております。内容につきましては、尋ねている項目が、「神経過敏に感じましたか」とか、「絶望的だと感じましたか」とか、「それぞれ、落ち着かなく感じましたか」とか、気分が落ち込んでいるとか、何をするのもおっくうであるとか、そのようなことについて聞いております。福祉事務所とか図書館などにも配布しております。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。57項目というか、いわゆるストレスチェックで推奨されているものとは別物だということと、割と抑鬱的なことを聞いていて、その後のフォローなどもしっかり数値としては出てくるのでしょうか。

○石神井保健相談所長 合計得点が10点以上の方には、鬱病や不安障害の可能性が高いということで、保健相談所や医療機関に相談することをお勧めするという内容でして、6項目の質問項目で、簡易的なストレスチェックを行っているものでございます。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにどなたかどうぞ。

○委員 今、妊娠時の面接で6,600件ということで、およそ6,000件の出生ということですが、先ほど机上に配られています「ねりまの保健衛生」ですと、平成29年度、5,900の出生数で、死産と合わせても6,000人ぐらいにしかならないのですが、何百かの誤差があるのが気になります。

あと、先ほどの委員のご質問だと、既に達成されている目標を、あと2年ですか、今後どうしていくかという意味も含まれていたのかなと思うのですが、特にこれに限らず、掲げられた目標値を既に達成されているのを、あと2年間、どういうふうに計画されているかということもお聞きできればと思います。

もう1点なのですが、精神疾患の家族への支援の充実ということで、こころの健康づくりというところがございますけれども、私は大学をやめまして、今、児童養護施設を3つ持っている社会福祉法人にいますけれども、やはり児童養護施設に入っているお子さんは虐待で入所している子どもがほとんどというか、9割以上なのですが、保護者がやはり精神疾患をお持ちになって、子育てに非常に厳しい状況でということに入所している子どもたちが非常に多くて、その保護者を支える仕組みというのがなかなかないという現状がございます。なので、家族への支援ということなのですが、親である保護者の支援というところは練馬区ではどのようにされているか、お聞

きしたいというふうに思います。

○会長 どうもありがとうございました。

○健康推進課長 それでは、1点目の妊娠時の面接数のことでお答えします。練馬区も含めてですが、23区は結構、転入・転出が多くて、妊娠時で面接されても、例えば出生児にはほかの区に転出されている、また逆にほかの区で生まれた子どもで、すぐ転入してくるといふ数がありまして、そういった意味では、この面接数と出生数で若干誤差が出てきてしまうというのはいかがでしょうか。

それから、目標値が達成されたものについてですけれども、今年度、次期計画に向けた健康実態調査を行う予定でございます。それも含めて、そういった質問項目にどうやって反映させようかとか、また、次の計画に対するステップアップの内容について検討していくということで、目標を達成したから終わりということではなく、またさらに次の目標等に関していろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○高齢施策担当部長 私、福祉部長も兼務していますので、私から、精神障害者の家族の方への支援について、ご説明させていただきます。

精神障害を持っている方が地域で安心して暮らしていくためには地域社会の理解と協力が重要だということで、あわせて地域での支援者をふやすことが必要でございます。この計画にも載せておりますけれども、平成28年度から、障害のある方の家族など、民間の協力者の方を精神障害者相談員として新たに配置しております。相談員が生活や家庭での養育、就学、就職等に関するさまざまな相談にに応じているところでございます。

また、障害者地域生活支援センターというのがございますが、そののきららとういんぐという豊玉と石神井のセンターにおきまして、当事者がピアサポーターとして交流会に参加して体験談を語るなど、退院後の地域生活を具体的にイメージできるような支援も行っています。また、直接家族支援に結びつくかというのはあるのですけれども、地域生活の充実に向けて、心身障害者福祉手当の対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級の方をこの4月から加えまして、区単費により1人月額1万円を支給しております。また、東京都においても、来年1月から医療費助成が同じく1級の方に開始される、そういうことになっています。そのほか、グループホームの整備ですとか就労支援を行っているところでございます。以上です。

○会長 精神疾患の家族の集いは、練馬区が中心になって行っているのですか。

○石神井保健相談所長 家族同士の交流とか情報交換を行うということで、各保健相談所で、精神疾患を持つ方のご家族のケアカウンセリングといひますか、相談をするような事業を行っております。

○会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○健康部長 そういった従来からやっている事業に加えて、アウトリーチ事業というのもやっておりますけれども、その中でも当事者の方だけではなく、ご家族も含めて精神保健福祉士と保健師などがチームを組んで、ご家庭のほうに繰り返し継続的に訪問をして、お話を伺って支援をすると。それから、来所などでのご相談にもお答えするというような取り組みを通じて、当事者の方、そしてご家族の方の支援という

ことにも取り組んでいるところでございます。

○会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 座ったままで失礼します。精神障害者の家族会は、練馬に1つです。あと、おっしゃっていましたが、6保健相談所がありますね。そこで月1回、「家族の集い」というのをやっているの、各地域でそこに参加されて、意見交換というか、体験みたいなことをしてやっているのではないかと思います。

それから、先ほどありましたけれども、精神保健福祉士、そういった分野ですけれども、練馬区に6保健相談所、地域にあるのですけれども、豊玉と石神井の2名だけです。それで、2名ではとても足りないと言って、理事長が行政のほうにかけあって、豊玉と石神井以外の保健相談所に1名ずつ増やしていただいて、今、4名の精神保健福祉士にお世話になっています。練馬家族会の例で言いますと、家族には限界というか、やはりあるのですよね。ここまでという。あとは、やはりプロの方、行政のほうにも、精神福祉士のほうにお願いして、「本当に助けていただいた。」「いなかったらどうなったかわからない。」「自分の力ではどうしようもない。」やはりこの精神福祉士の方に助けていただいたという、本当に今の話があります。練馬区に今4名。ありがとうございます。

○会長 どうぞ。

○豊玉保健相談所長 子育てをされている方の精神疾患の方のご質問もあったかと思しますので、そちらについてお答えさせていただきたいと思えます。

もともとフォローさせていただいて、保健師のほうに相談に乗らせていただいているケースにつきましては、引き続き相談に乗りながらやらせていただいておりますし、妊娠したときに、やはりホルモンの乱れとかで鬱病的な症状が出てきた方に関しては、こちらでもフォローさせていただくとともに、精神科の先生に保健相談所のほうに来ていただきまして、相談に乗れるような機会を設けております。妊娠期からもそうですけれども、お子さんが生まれてきてから、やはりちょっと体調が悪いとかという方とか、お子さんとどう接したらいいかわからないというような方たちもいらっしゃいますので、そのような方たちには、もともと通院している方はそのまま通院していただいておりますけれども、そうではない方であればちょっとハードルを下げまして、保健相談所のほうで精神科の先生に相談をしていただきながら、保健師も一緒に入りながらフォローさせていただくような形でやらせていただいております。以上です。

○会長 まだまだいろいろご意見があると思えますけれども、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題2は、「健康増進法の改正と東京都受動喫煙防止条例の制定について」。これは資料2ですね。説明よろしくをお願いします。

○健康推進課長

「資料2」の説明

○会長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して、どなたかご意見、ご質問はおありでしょうか。どうぞ。

○委員 受動喫煙防止に関しては、東京都が積極的に、平成30年に入ってやってきたところだと思うのですね。それは、とりもなおさずオリンピック・パラリンピック

が始まりますので、日本人だけのレベルでたばこを考えるのではなくて、世界的な基準でたばこと立ち向かう、そういうような考えであるのですけれども、間違いなく受動喫煙で健康被害を受けている方たちがたくさんいらっしゃるのです、報告ですけれども、私たちの職場、練馬区の医師会館、それから健診センターですが、敷地内全面禁煙を8月1日から行っておりますので、敷地内では、従業員も医師もそれから健診を受けに来られる方たちも、たばこは1本も吸えないという状況にはなっております。

今後、電子たばこの問題が恐らく出てくると思うのですけれども、おおむね電子たばこのニコチン量が普通のたばこの10倍ぐらいで、大体あれを吸うとニコチンの効果がすぐに出てきて、継続的に吸いたくなるというようなものらしいのですので、ほぼ同等というふうに今後考えていくのではないかなと思うのですけれども、電子たばこについては、区のほうはどういうふうなことで考えておられますでしょうか。

○会長 どなたか、どうぞ。

○健康推進課長 国のほうの健康増進法改正のいろいろ資料が出てきていたのですけれども、その中で、電子たばこについても若干触れているところがございます。現時点で電子たばこの健康被害の状況については、まだ出たばかりで客観的な数値等の積み重ねが全然ないと。いわゆるエビデンスがないというところでありながら、いいものか悪いものかわからないものは、基本的には今のたばこと同等の扱いをとりあえずしていくのだといったような考え方を示しているところがございます。区としましても、国のそういった研究の積み重ねを注視しながら、基本的には普通のたばこと同じような取り扱いをしていくものというふうに考えております。

○会長 どうぞ。

○委員 電子たばこの扱いなのですけれども、例えばタイ国では電子たばこを持ち込んだだけで捕まりますし、それから、アメリカでは実は売っていないという現実があって、今後ああいった特殊な装置で吸うものが、延長線上にドラッグの吸入とか、それから特殊な脱法ドラッグの吸引とか、そういうことに結びつかないようにするためにも、今後こういうような健康施策の中で子どもたちに対して啓蒙していく必要があるのではないかとも思いますので、その点、今後計画の中に盛り込んでいただけるとありがたいかなというふうに思います。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかに、どなたか。よろしいでしょうか。

電子たばこは、今、テレビのコマーシャルで、出ていますね。

○委員 やはり1つ、大きくは税収の問題がそこには絡んでいくのですけれども、ある国では持っているだけで違法、ある国では、実は大国アメリカは売っていないという。つまり、我々の国民で、全員試してみても、どういふようなのかを見ているというのがやはり現実で、私たちの、例えばこれから10年、20年、電子たばこを吸った後にどういふ健康被害が出てくるかということをおそろしく見据えて、彼らもちょっと吸おうかとか、売ろうかとかと考えているかもしれません。これは私の推測ですけれども。

○会長 どなたか、どうぞ。

○委員 私は練馬区の食品衛生協会なのですけれども、今、私たちの問題の中で受動

喫煙の問題が非常に高いですね。それは、直接飲食をなさっている方の中で、たばこを吸えないお店なんかには行けないよというような風潮が非常に多いです。

それともう一つ、たばこを吸えるような店でなかったならば癒やしにならないだろうということで、経営するほうとしては、店をもうこの際たたくてしまおうかなんていう人が非常に多いのです。それは普通の一般の人たちはまだわかりませんが、営業をしている人は、すぐそのような法律が通ってしまって、罰則も決まってしまったということなので、このところ我々の組合の中でも問題になっているのは、じゃあそういう部屋をつくる、そういうものをそこで吸わせるようにしなければ店は成り立たないから、どうしたらいいのだろうという相談を受けます。

それに対して、もうメーカーではつくっているところもあるのです。きょう、たまたまここへ来る前に、JTの方とたまたま、私、話し合いする機会がありまして、持ってきた中では、すばらしい、店の中に吸ってもいい場所をつくっている会社があるのです。ところがこれは100万円以上もするのです。そんな投資をして、たばこを吸わせるようなお店はないのです、実を言うと。

それから法律の中に、1人でやっている場合は当然いいのですけれども、従業員を雇っていたらたばこを吸えない。従業員の中でも経営者の親族であればオクケーなのです。ところがその親族である従業員が経営者と一緒のところに住んでいなければ、これは従業員とみなされてしまいますから、これは対象になってしまうのです。

そんなことをいろいろ勉強している中で、今、もうここまで来たらどうしようもないから、じゃあそういう設備をしたらどのくらいお金がかかるのだということで、きょうもそのJTの人に聞いたら、今、一番高いので、そういうのが既にあるよ。でも、それをやる人はどこにいるのだろうと。問題はそこなのですけれども、今、工事現場で使っている簡易トイレというのは、皆さん、ご存じですか。工事現場でね。電話ボックスみたいな。ああいうのを改造して、低価格なもので店に提供したらどうだろうというところで、もうできているとも聞いております。我々は、もうそんなスペースはないから、そういうものを導入するしかないですよ。

ただ、そういうものの自体のまだ金額も決まっていないし、それからきょうの話では、来年の9月ですか、そのくらいまでにはおおよその案ができると。それと、年内にはおおよそのことがわかってきますから、それからですねというような話を聞きました。でも、そのままだと我々の商売というのは、もう即切りかえていかなければならないのですから、早く結果を出していただかないといけないわけですね。

区のほうにちょっとお伺いしたいのは、例えばこういうものを導入するに当たっての補助金の制度というのはあるのでしょうか。あるところでは補助金が出ますよということも聞いております。それを区のほうにお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○会長 どうぞ。

○健康推進課長 たばこの専用室につきましては、私どもでは補助金の制度はなくて、東京都のほうで飲食施設への喫煙室整備に対する補助金というのを、今、考えていると聞いています。これについては東京都のほうで直接補助をするというような、今、段取りというふうに聞いておりますが、詳しいことについては、まだ私どもも詳細は

把握していません。以上でございます。

○委員 では、区のほうではまるでないわけですね。東京都のほうではどの程度なのか、そういうのを調べていただけませんか。

○健康推進課長 詳細がわかり次第、広く皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

○委員 よろしくお願ひします。

○会長 ほかにどなたか。よろしいでしょうか。

次に「平成29年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について」。これは資料3-1と3-2ですけれども、説明よろしくお願ひいたします。

○生活衛生課長

「資料3-1」「資料3-2」の説明

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に、どなたか、ご質問、ご意見、おありでしょうか。どうぞ。

○委員 お伺いしたいのですけれども、中毒を出した3カ所の営業者は食品衛生組合のほうに入っているのでしょうか、お聞きたいです。

○生活衛生課長 処分をするときに、食品衛生協会に入っているかどうかということの突き合わせといいますか、確認はしていないので、今すぐに食品衛生協会のほうに加盟している店舗かどうか、わかりません。

○委員 わかりました。

多分、私の考えでは、協会には加盟していないと思います。なぜかということ、食品衛生協会加盟店は年間に何回も講習を受けさせられ、また、自主点検表というのを各店に配られて、自分自身で状態を管理しなければいけないような状態になっています。ところが、保健所に許可を受けに行ったときには、別に組合に入らなくてもいいのですね。これは義務ではないですから。ですから、食品衛生協会の各支部の飲食店の組合に入りますと、多分幾らかの組合費を取られるということで入らないところが、練馬区では半数以上います。食品衛生協会の自主点検表を持っていないところがほとんどですし、そういう講習を受けておりませんから、そういうところが非常に中毒を出すところが多いのですね。

この前もそのようなところを聞いたところ、恐らく入っていないでしょうという答えは聞いているのですけれども、我々飲食店は、いつでも自分で点検し、店の状態を最善のことで営業しなければいけないようになっているのですね。それですから、保健所にもいつも組合に入るように勧めてくださいと言っているのですけれども、これは義務ではないからできないということで、今回、ある許可を受けに来た方にお渡しするパンフレットを練馬区のほうでつくっていただきました。それはもう行っていきますか、各保健所に。

○生活衛生課長 まだうちの手元でございます。

○委員 まだ手元にあるそうで、まだ配っていないそうですから、組合のほうにもそれをして、今まで組合で許可を受けている人にももう1度読んでいただいて勉強していただくということで、食の安全・安心に対しては非常に神経質になっておりますので、皆さんもぜひそのように感じていただいて、飲食するならば組合に入っている店、

ステッカーがついていますから、「食の安全・安心」というステッカーが店の前に掲げてありますから、そういうお店で飲食をしていただきたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○委員 私も同じところで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、カンピロバクターの検査法で、潜伏期が5日とあれは長いから、その原因だと思われている食材というのはそこには実はもう存在していないことが多いのですけれども、でも、鶏の肝とか鶏の内臓類にはカンピロバクターというのが常在菌としてもともいえるものなので、これが施設を営業停止にするときの根拠というか、つまり、カンピロバクタージェジュニが出てくる患者さん、食中毒を起こして来る患者さんというのは、正直これよりもっと多いのですけれども、それは、その飲食店から出たというふうに突きとめるにはどういう手法をとっているのかということと、1人でも出たら、これは本当は報告しなければいけないのだけれども、5日前に食べたとか、区外で食べたという人たちが結構多いがために、なおかつ普通の成人であると重症化、そんなにしないこともあるので、過ごされることがあるのですけれども、その点、教えてください。

○会長 どうぞ。

○生活衛生課長 委員がおっしゃるように、鶏の内臓にある菌でありまして、鶏をさばいたときに鶏の肉にうつっていることが非常に多いものがございます。また、発症までの潜伏期間も何日かあります。それで、今回のその食中毒に特定するに当たりましては、まず食べた方の喫食調査というのを1週間さかのぼってやるのですが、その中で鶏肉等を食べたのはいつか、また、この両方のお店で食べた鶏肉が生焼けだったと、あと、レバーが半生だったという証言がございます。また、1人ではなくて、同じ店で違うグループが同じような症状が出ると、やはりその店の食べた鶏肉が原因ではないかという、さまざまなことを総合的に判断して、カンピロバクターの食中毒というのを特定しているところでございます。

以上です。

○委員 そうしますと、1名出ただけでは、そのところは店を特定しないという流れですか、今は。

○生活衛生課長 例えば、家族でその焼き鳥を食べてカンピロバクターが出たといった場合については非常に難しく、ご家族であればご自宅等でも1週間前から鶏肉等を食べる機会があるので、1家族でカンピロバクターが出たとしても、必ずそのお店で食べたことによる食中毒と断定するにはなかなか難しいというような状況にございます。以上です。

○会長 よろしいでしょうか。ほかに、どなたか。どうぞ。

○委員 要望というか、主婦の目線から、健康づくりでも、食育とか、こちらの区の食品衛生に関しては、細かい分類の印刷物とかが目につくのですけれども、先ほど受動喫煙防止とか、食という切り口で言えば、情報提供としてはかなり近いのかなというふうに思うので、ぜひ、食を中心に、食品衛生・喫煙・食育などそういうものをコラボした形で、食育だけで1万とか1万5,000とかも印刷・配布されていらっしゃるし、この食の衛生だけでもいろいろ印刷物があるのですけれども、食として一連で見れば、どう食べていくか、それから食べるに当たってどういうものを食べ

てはいけないとか、衛生、手洗い、うがいとかというところまでも含めて、それぞれ予算も限られていらっしゃると思うので、全て、網羅したような一連の配布物みたいな工夫もしていただくと、いろいろなところで冊子をいただくのだと思うのですけれども、食という切り口で言えば同じなのかな。

先ほどの受動喫煙とか禁煙とかということも、おいしく食べるという意味では、非常に啓発できるところがあるのかなというふうに思いますし、主婦としては、食べることにに関して、ぜひタテ割りではないコラボした工夫もお願いできればと思います。

○会長 どうぞ。

○生活衛生課長 今、ご説明した資料3-1の裏面のところで、一番上のほうなのですが、先ほど食の安全・安心シンポジウムをやったというお話をさせていただきました。このときに、テーマを「お魚の美味しいお話」というテーマにしました。実は保健所としては、最近はやっているアニサキスという寄生虫、これについて取り上げたかったのですが、やはりそれだけではなかなか皆さん集まっていただけないということで、例えばお子さん向けのメニューについて、お魚についてはこういうふうにするのと食べやすいですよとか、よく食べますよというような中身も入れてシンポジウムを開催したところです。

ご意見等を踏まえて、可能な限り、課を超えてコラボといいますか、そのような事業をやっていきたいというふうに思います。

○会長 どうぞ。

○健康部長 今のような取り組みも含めまして、食育の媒体の中に、当然食品衛生に関するような中身を掲載するといったような取り組みもしておりますし、きょうはお持ちしていないのですが、平成30年度の同じ計画の中にはそのような中身をやはり盛り込んでいるところでございます。ご指摘のとおり、あらゆる機会を通じて区民の皆さんに正しいことを知っていただいて、実践していただくということは大変大事だと思っておりますので、ここの取り組みというような形で限定せずに、いろいろな場を通じてお伝えできるようにしてまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。ほかに、どなたかどうぞ。

それでは、一応、3つの議題について、説明とそれに対するご意見を伺いましたけれども、最後に全体を通して、何かご質問、ご意見、おありでしょうか。

○委員 先ほど質問し忘れたのですが、3ページの思春期引きこもり相談というのがあったのですが、実は引きこもりは思春期だけではなくて、成人から、あと50歳代の方たちも引きこもりというスタンスの人たちが結構いらっしゃるのですが、そういった40代から60代ぐらいの方たちへの引きこもりの対策というのは、アウトリーチとかはされていることもあるかもしれませんが、そのことについて説明いただければと思うのです。

○会長 どなたか、説明していただけますか。

○石神井保健相談所長 平成27年度から、精神保健福祉士の方を活用した多職種によるアウトリーチ事業というのを行っておりまして、その中で、区民の方から引きこもりの方についてご相談があった場合には、訪問して対応しているところでございます。以上です。

○会長 中には成人も結構おられるわけですね。

○石神井保健相談所長 はい。もちろん、成人の方に対しても対応しております。

○会長 ほかに、どなたか。ご質問、ご意見、おありでしょうか。どうぞ。

○委員 資料1-3「禁煙支援事業の実施」について伺いたいと思います。内容は、禁煙支援を普及・強化し、「区民の健康増進を図るため」ということで、禁煙にかかる医療費にも「負担額の2分の1の助成を行う」と書いてあるのですが、私は、それはあまり聞いたことがないので、また、対象者は区民に100名ということですが、どのようなやり方でやっていらっしゃるのか聞きたいと思います。

○健康推進課長 現在、予算としまして100万円ということで、1人1万円掛ける100人ということで、当初、100人と一応、考えたのですが、10月末時点で申込者数が226人ということで、かなりの数があります。私どもとしましては、これは100人に限定せずに、来た方は全部、最後まで行かないと、これは禁煙支援の治療が終わらないと対象にならないので、終わらない方に対しては、補正予算も考えながら対応していきたいと思っています。これについては、一応、3カ年のサンセット事業ということで、平成30、31、32年度を一応、予定として考えているところでございます。

事業の仕組みですが、禁煙支援のお医者さんにかかる前に、まず私どもに申請して登録をしていただく。それからスタートで、おおむね5回か6回くらい治療で、大体一区切りつくと。それが3カ月か4カ月くらいかかるのですが、その治療が終わった後、その治療でかかった自己負担金、それは3割負担なのですが、おおむね1万円ちょっとくらいの方がかかるようです。上限1万円ということで、領収書を私どものほうに提出していただいて、治療が終わったということで提出していただいて、その分の上限1万円の分を。すみません。事後負担金が2万円かかることを半額の1万円を補助するということです。

ということで、補助事業を平成30年度から始めているところでございます。

○委員 だから、結果はまだまだ不明ということですかね。こういう禁煙治療をやった人の効果があったというのは、まだ。

○健康推進課長 現時点で申請・登録されて、10月末時点でめでたく治療が終了して補助金をお支払いいただいている方は44名でございます。

○委員 その方はずっと禁煙しているので、しょうがないですかね。

○健康推進課長 おおむね治療が終わった方は、8割くらいは成功すると。2割くらいはやはり脱落するようなことがあるというふうには聞いています。

○会長 ほかにどなたか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はお時間を割いて、熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。

次の開催につきまして、事務局から、よろしく説明をお願いします。

○事務局 次回の開催は、平成31年3月18日月曜日、午後2時半から、会場は本日と同じく、5階庁議室になります。ご予定のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○会長 これをもちまして、本年度の第1回の健康推進協議会を終わらせていただき

ます。どうもありがとうございました。